

航空法施行規則第二百三十六条の二に規定する国土交通大臣が告示で定める年を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第千四百四十一号）

航空法施行規則第二百三十六条の二の国土交通大臣が告示で定める年は、平成二十七年とする。

#### 附 則

この告示は、平成二十七年十二月十日から施行する。

附 則（平成二十九年国土交通省告示第二百十八号）

この告示は、平成二十九年六月二十四日から施行する。